明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約の変更を許可した件（総務三二〇）
一　○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務二九八）
一　○バイオマス燃料有効活用計画のための贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二八六）
二　○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認の件（厚生労働・環境二）
三　○農薬を登録した件
（農林水産二三八二～二三八四）
四　○農薬を再登録した件（同二三八五）
四　○農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件（同二三八六）
六　○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（経済産業一八六）
六　○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（同一八七）
六　○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件（同一八八）
六　○特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通八〇四）
七　○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する件（同八〇五）
八　○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛一五八）
八　○道路に関する件
（東北地方整備局一七七～一八〇）
八　○道路に関する件
（中国地方整備局一二五、一二六）

〔人事異動〕

八　内閣　国家公安委員会　警察庁　外務省

〔皇室事項〕

八　労働

〔官庁報告〕

八　労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

八　国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

〔公告〕

九　諸事項

官庁
国営土地改良事業計画の変更（ふらの・東郷）、建設業の許可の取消処分、一級建築士の免許の取消し関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係

会社その他

告示

○総務省告示第三百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、関西広域連合の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

一　許可年月日　平成二十五年八月十二日
二　施行年月日　平成二十五年八月十二日
三　主な変更内容
第八条に記載される広域連合議員の定数及び第九条第二項に記載される構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数を変更する。

○法務省告示第二百九十八号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年九月七日から効力を生ずる。

平成二十五年八月二十一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

北海道常呂郡訓子府町長

○外務省告示第二百八十六号

平成二十五年六月二十六日にキシニョフで、バイオマス燃料有効活用計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルドバ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十五年八月六日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　バイオマス燃料有効活用計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十一億五千四百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　坂田東一在モルドバ大使
モルドバ側　ヴァシリー・ブマコフ農業食品産業大臣

平成二十五年八月二十一日

外務大臣　岸田　文雄